

宇情審答申第27号

平成28年1月8日

宇治市長 山本 正 様

宇治市情報公開審査会

会 長 毛 利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年10月5日付け、27宇総務第695号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：1 西消防署金銭紛失にかかる被害届 2 西消防署金銭紛失の被害届にかかる金銭出納簿（平成26年4月1日から同27年3月31日まで） 3 他の分署にかかる金銭出納簿（平成26年4月1日から同27年3月31日まで））に係る審査請求についての諮問

答 申

第1 結論

宇治市消防長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成27年7月23日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「1. 西消防署金銭紛失にかかる被害届 2. 1にかかる金銭出納簿の写（平成26年4月1日から同27年3月31日まで） 3. 他の分署にかかるもの 2に同じ 4. 報道記事の写」を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した（4.を除く1.～3.に係る請求を以下「本件請求」という。）。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び審査請求人への通知

平成27年8月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、公文書が存在しないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

3 審査請求

平成27年9月7日、審査請求人は、本件決定を不服として、宇治市長に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第11条第2項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害届の如き重要な書類の控えを取っていないとは到底考えられないが、取っていないとしても行政が警察署に被害を届けたのなら控えを取っておくべきであった。
- (2) 夜間勤務の際の食事は、職務上欠かせないことであり、金銭が夜間勤務の際の食事を供するために集金されたものであるならば、職務に関係がある。金銭が公的なものであるならば、その金銭の管理のために作成された金銭出納簿は、公文書である。
- (3) 金銭の紛失については実施機関が市議会の各派幹事会で報告を行っていることから、金銭及び金銭出納簿は職務に関係がある。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害の届出について、西消防署の職員が個人として被害の届出を口頭により行い、警察署は同職員から被害について聴取し、聴取した内容に基づき警察署が被害届出書類を作成している。審査請求人は、「被害届の如き、重要な書類の控を取っていない、とは到底考えられない。」と主張するが、被害届出書類は警察署が作成し、保管しているため、実施機関において保有していない。
- (2) 金銭出納簿は、職場における職員の飲み物や食事等の購入に充てていた金銭の管理のために作成されたものであり、条例に規定する公文書の定義における「職務上作成し、又は取得した文書」には当たらず、公文書に該当しない。
- (3) 審査請求人は、「夜間勤務の際の夜食を供するために集金されたもので、通常業務に関係がある。」と主張するが、職場における職員の飲食等については、共同で購入する場合であっても個人の意思によるものであり、個人が任意で行っているため、職務には関係がない。したがって、この金銭の管理のために作成された金銭出納簿についてもまた職務には関係がなく、公文書に該当しない。
- (4) 審査請求人は、紛失事件は市議会の各派幹事会にも報告されており、私文書の性格を有さない、と主張するが、議会や報道に対応するために職務上作成し、又は取得した文書については公文書に該当すると考えるが、金銭出納簿はこれに当たらず、公文書に該当しない。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 金銭紛失に係る被害届の存否等について

本件請求のうち金銭紛失に係る被害届について、審査請求人は、被害届の如き重要な書類の控えを取っていないとは到底考えられない、と主張する。

金銭紛失に係る被害の届出の経緯について、実施機関に対し質疑を行ったところ、被害の届出は西消防署の職員が、被害に遭った職員を代表し、個人として警察署に届け出たものであり、警察署による聴取に基づき警察署が被害届出書類を作成し、写しの交付を受けていないため実施機関において保有していない、とのことであった。

この実施機関の説明に不自然な点はなく、これを覆すに足りる事情も見出し難いことから、金銭紛失に係る被害届は実施機関において保有していないといわざるを得ない。

2 金銭出納簿の公文書該当性について

本件請求に係る金銭出納簿に記録された金銭について、審査請求人は、夜間勤務の際の食事を供するために集金されたもので、職務上必要な金銭である、と主張する。

この点、実施機関に対し質疑を行ったところ、職員が食事をするのは勤務時間中ではなく、休憩時間中であり、食事をするしないは各職員の任意とされ、その食事の調理のための金銭は任意で徴収されている、とのことであった。そうだとすれば、そのような目的のために集金された金銭は私的なものであるといえ、またそれらの出納が記録された金銭出納簿は公文書に該当しない。

この点について、金銭の使途も含めて金銭出納簿を実際に見分したところ、実施機関の説明のとおりであった。

また、審査請求人は、本件紛失事案について実施機関が市議会の各派幹事会で報告を行っているため金銭出納簿は公文書に該当する、と主張する。

しかし、実施機関によると、市議会の各派幹事会への報告のために作成した報告書の内容は、紛失事案の概要についてまとめたもので、金銭出納簿を基に作成されたものではない、とのことであった。したがって、やはり金銭出納簿は公文書に該当しない。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年月日	経過
平成27年 7月23日	公文書公開請求
平成27年 8月 5日	公文書非公開決定
平成27年 9月 7日	公文書非公開決定に対する審査請求
平成27年10月 5日	情報公開審査会諮問（平成27年度第3回審査会）
平成27年11月 5日	実施機関から意見書收受
平成27年11月10日	審査請求人から意見聴取（平成27年度第4回審査会）
	実施機関から意見聴取（平成27年度第4回審査会）
	審議（平成27年度第4回審査会）
平成27年11月30日	審議（平成27年度第5回審査会）
平成27年12月24日	審議（平成27年度第6回審査会）
平成28年 1月 8日	答申